



申請はお済みですか 一部損壊世帯に対する義援金の支給申請

福祉課 義援金窓口 ☎080(8594)4417

義援金の申請には期限があります。家屋の修理が済んだ人は早めの申請をお願いします。

熊本地震で一部損壊の判定を受け、被災当時居住していた家屋の修理費用が100万円以上かつた世帯には、県の義援金10万円と町の義援金1万円を支給しています。修理費用が100万円未満の世帯にも、町独自の義援金を支給しています。

申請期限

平成30年3月末(予定)
※土・日・祝日を除く。

申請場所

菊陽町役場本館2階 中会議室

必要書類

り災証明書(写し)、通帳の写し、印鑑、領収書、修理費用が分かる書類(工事内訳書・明細書、見積書、写真など)

対象となる工事箇所(例)

- ・屋根、柱、外壁、基礎など
- ・ドア、窓などの開口部(ガラス・鍵の交換も含む)
- ・上下水道、電気、ガスなどの配管、配線、換気扇など

対象とならない工事箇所(例)

- ・便器、浴槽、給湯設備など
- ・内装(間仕切り壁、壁紙、ふすま、畳など)、外構(門、車庫、カーポート、塀など)、家電製品

修理費用と支給額

修理費用(世帯)		県義援金	町義援金
100万円以上	内装を含まない場合	10万円	1万円
	内装を含む場合	-	5万円
50万円以上100万円未満		-	5万円
30万円以上50万円未満		-	3万円
10万円以上30万円未満		-	1万円



副町長に吉野邦宏が就任しました

就任のいきさつ

このたび、8月の菊陽町議会におきまして、議会の選任同意を賜り、平成29年8月25日付けで菊陽町副町長に就任いたしました吉野邦宏と申します。

全国でも高い人口増加率と県下でも活力のある菊陽町の副町長ということ、その職責の重さに改めて身の引き締まる思いでいっぱいです。

現在の菊陽町は「平成28年熊本地震」からの復旧・復興が全力で進められる中に、人口増加に伴う子育て支援、高齢者福祉、企業誘致や農業をはじめとする産業振興、地方創生に関わる事業など、これまでの経験だけでは対応できないことが増大しています。また、交付税をはじめとする財政制度の中で、国などの支援

は少なく、行政需要は増大し、大変厳しい財政運営を行っています。限られた財源や人員の中で、町民の皆さまの声にこたえていくのは大変難しいことと思っております。後藤町長を中心に、町長の補佐役として、職員と一丸となって、町民の皆さまが安心して生活ができるように信頼のある行政を進めていきたいと考えています。

菊陽町に生まれ61年間この町で生活し、38年間の長期に菊陽町役場で仕事をさせていただきました。この大恩ある菊陽町の発展のために、微力ではございますが、全力で努力してまいります。皆さまのご指導、ご協力をお願い申し上げます。就任のごあいさつといたします。どうぞよろしくお願いいたします。



略歴

昭和54年4月 菊陽町役場入庁
平成19年4月 福祉生活部環境生活課長
平成23年4月 総務部総合政策課長
平成25年4月 総務部長兼ねて危機管理室長
平成29年3月 定年退職
平成29年4月 復興対策監として再任用

行政への意見や要望、苦情などの行政相談

行政相談委員が公正・中立の立場から行政への意見や要望などを受け付けて、解決や実現を促進し、行政運営の改善に生かします。相談は無料で、予約は不要です。秘密は固く守られますので気軽にご相談ください。

①一日合同行政相談所

法務局や地方公共団体、弁護士などが相談を受け付けます。

■日時 10月6日(金) 午前10時～午後3時

■場所 くまもと県民交流館パレア
10階 パレアホール

■問い合わせ 熊本行政評価事務所 ☎(324)1662

②菊陽町特設行政相談窓口

総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員が、住民と行政とのパイプ役となり、情報提供や助言をします。

■日時 10月21日(土) 午後1時～4時

■場所 ふれあい交流・福祉支援センター

■問い合わせ 総務課 総務法制係 ☎(232)2111

みんなで参加!地震から命を守る防災訓練 熊本シェイクアウト訓練

町内57カ所にある防災行政無線を使って、大地震を想定した試験放送を行います。放送に合わせて、その場で「安全行動」を1分程度行ってください。

■日時 11月1日(水) 午前10時ごろ

■内容 次の「安全行動」を1分程度行ってください。

- ①姿勢を低くする ②頭や体を守る ③揺れが収まるまで動かない



※訓練後は避難場所・避難経路の確認、非常持出品の確認を行うなど、防災対策に取り組みましょう。

■放送内容 「緊急地震速報チャイム音」「緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です。」以上を3回繰り返し放送します。

※気象状況によっては、試験放送を中止します。

■問い合わせ 総務課 交通防災係 ☎(232)2111

国民年金加入者が受けられる独自給付

国民年金に加入している人は、一定の納付条件や加入条件などを満たしていれば、次の給付を受けることができます。

付加年金

定額保険料と合わせて付加保険料(月額400円)を納めたときは、次の式で計算した額が老齢基礎年金に加算されます。

付加年金 = 200円 × 付加保険料納付月数

※付加保険料は任意加入で、申出をした月分から納めることができます(さかのぼって加入はできません)。ただし、農業者年金に加入する人は、付加保険料を納めることが条件です。

※国民年金基金に加入している人、老齢基礎年金などを受給している人は、加入することができません。

寡婦年金

第1号被保険者として保険料を納めた期間(免除期間を含む)が10年以上ある夫(老齢基礎年金・障害基礎年金を受給していない)が死亡したときに妻が60歳から65歳になるまで受給できます。ただし、婚姻期間(内縁

含む)が10年以上あり、夫の死亡当時、夫に生計を維持されており、かつ妻が老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていないことが条件です。

※ただし、死亡した夫が障害基礎年金、老齢基礎年金を受けたことがあるときは支給されません。

寡婦年金額 = 夫が受けられる老齢基礎年金(付加保険料は除く)の4分の3

死亡一時金

第1号被保険者として、保険料を36カ月(3年)以上納めた人が、老齢基礎年金・障害基礎年金のいずれも受給せずに死亡し、遺族が遺族基礎年金を受給できない場合に支払われます。

死亡一時金は、保険料納付月数によって12~32万円が支払われます。

■問い合わせ

町民課 年金係 ☎(232)4914

熊本西年金事務所 ☎(355)3261